<農場名:	の消毒マニュアル>
へ反勿し ・	の作母、一二/ル/

<農場の衛生管理体制の整備>

- ●飼養衛生管理区域を定め、出入口に消毒設備(消石灰帯等)を設置する
- ●厩舎の出入口に踏み込み消毒槽(塩素系・逆性石けん・石灰乳等)を設置する
- ●手指・持込物品用の消毒薬(アルコール系)を設置する
- ●必要に応じて来場者用の長靴、服等を設置する
- ●農場来場者に消毒マニュアルのとおり対応するよう求める

<車両>

●飼養衛生管理区域の出入口で車両のタイヤ等を消毒する(消石灰帯等)

<長靴、服、帽子、手袋等>

- ●洗濯して清潔な物を使う
- ●厩舎に出入りする際は踏み込み消毒槽等で長靴を消毒する
- ●排泄物や土等で汚れた長靴は、消毒前に洗浄して汚れを落とす
- ●手袋着用の代わりに、手指の洗浄・消毒(アルコール系)でも可

<農機具や工具等>

●他の農場で使った物品は持ち込まない、または洗浄・消毒(塩素系・逆性石けん・アルコール系等)してから持ち込む

く畜舎>

- ●飼槽・水槽は定期的に洗浄・消毒する(塩素系・逆性石けん等)
- ●馬房の床は除糞時、馬の入替時等に消毒する(石灰乳等)
- ★消毒薬の希釈倍率:100~1000 倍(消毒薬の取扱説明書に従う)